

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 産業基盤整備課

許認可等の内容		工場用地等活用促進事業に係る工場用地等の登録申込に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市工場用地等活用促進事業実施要綱第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市工場用地等活用促進事業実施要項第4条、第5条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年11月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(登録の要件)</p> <p>第4条 工場用地等の事業への登録の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) おおむね1,000平方メートル以上の土地であること。</p> <p>(2) 所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。</p> <p>(3) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されている場合は確実に抹消ができること。</p> <p>(4) 土地の境界及び建物の所有区分が明確であり、所有権等の権利帰属について争いが無いこと。</p> <p>(5) 現に競売に付されていないこと。</p> <p>(6) 宅地建物取引業を営む者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第77条第3項の規定による届出を行った信託会社及び同条第4項の信託業務を兼営する金融機関を含む。以下「宅地建物取引業者等」という。)に工場用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合には、当該宅地建物取引業者等との契約に違反し、又は違反するおそれのないものであること。</p> <p>(7) 売買又は賃貸ができない工場用地等でないこと。</p> <p>(8) 法律その他の関係法令(栃木県及び市の条例、規則等を含む。)の規制又は基準に抵触しないこと。</p> <p>(9) 所有者又は所有者が属する世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(登録の申込み)</p> <p>第5条 事業に工場用地等の登録の申込みをできる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 工場用地等の所有者</p> <p>(2) 宅地建物取引業者等</p>	

2 事業に工場用地等を登録しようとする者は、工場用地等活用促進事業登録申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。

- (1) 案内図、位置図、公図等
- (2) 工場用地等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第6条 市長は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めるときは、工場用地等活用促進事業登録簿（別記様式第2号。以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、事業への登録又は不登録の決定をしたときは、工場用地等活用促進事業登録（不登録）決定通知書（別記様式第3号）により申込者に通知するものとする。